

鴨川市地域公共交通会議平成28年度第2回会議

兼 鴨川市地域公共交通活性化協議会平成28年度第2回会議 会議録

日時：平成29年1月25日（水）

午後1時30分～午後2時30分

場所：鴨川市役所4階大会議室

〔出席委員〕

役職等	所属・職	氏 名	備 考
会 長	鴨川市副市長	庄司 政夫	
(副会長)	鴨川市心身障害者福祉作業所 所長	渡辺 栄一	
	鴨川日東バス株式会社 代表取締役	鈴木 孝男	
	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	花崎 幸一	
	小湊鐵道株式会社 専務取締役	久我 義範	
	有限会社鴨川タクシー 代表取締役社長	本多 信介	
	千葉県鴨川警察署 交通課長	重村 大輔	
	千葉県安房土木事務所 鴨川出張所長	和田 市雄	
	鴨川市校長会 会長	庄司 満治	
	東日本旅客鉄道株式会社 安房鴨川駅 駅長	佐藤 力	
(監査委員)	利用者代表（公募委員）	小高 好宏	公募委員
(監査委員)	利用者代表	手塚 治代	

※括弧書きの役職は鴨川市地域公共交通活性化協議会のみのもの

〔欠席委員〕

役職等	所属・職	氏 名	備 考
	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	宮本 岳仁	
	千葉県総合企画部交通計画課	岡崎 晃士	
	鴨川日東バス株式会社互助会	市川 和男	
	利用者代表	里見 桂子	

〔事務局〕

所属・職	氏 名
鴨川市企画政策課 課長	平川 潔
鴨川市企画政策課 課長補佐	石井 宏子
鴨川市企画政策課 政策推進係 係長	藤代 公貴
鴨川市企画政策課 政策推進係 主任主事	渡邊 俊

〔資料〕

- ・次第、席次表、出席者名簿、委員名簿
- ・資料 1 鴨川市公共交通の平成27年度実績について
- ・資料 2 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・資料 3 利用促進事業について

1 開会（午後 1 時30分） 司会 企画政策課 平川課長

- ・配布資料の確認
- ・交代委員の紹介
- ・欠席委員の紹介

2 会長あいさつ

（要旨）

大変お忙しい中、本会議にご出席いただき感謝する

本日の会議では、1 件の報告と、3 件の協議を予定している。

また昨今、高齢者の方の交通事故が大きくクローズアップされている。これに関連し、運転免許制度の在り方や、公共交通の果たすべき役割などについて議論がされており、本日は、皆様にも意見を伺って参りたい。

詳しくは後ほど事務局から説明があるが、忌憚のないご意見・ご協議をいただけるようお願い申し上げ、会議の冒頭に当たってのあいさつとさせていただきます。

3 議事 議長 庄司会長

会長を議長として進行。

議事録署名人として、重村 大輔 委員を指名。

報告案件 1 鴨川市公共交通の平成27年度実績について

事務局から、資料 1・2 に即して説明。

委員からの意見等はなし。

協議案件 1 平成28年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

事務局から、資料 2 に即して説明。

資料のとおり承認された。

委員からの意見等はなし。

協議案件 2 利用促進事業について

事務局から、資料 2 に即して説明。

資料のとおり承認された。

説明後における委員等の発言は以下のとおり。

(久我委員) 今回の乗り方教室が 3・4 年生を対象として開催する理由は何か。

⇒ (事務局) 当教室に参加することをはじめて公共交通を利用するきっかけとしていただくため、3・4 年生を対象として開催を見込んでいる。5・6 年生は学校の授業等で勉強し、すでに公共交通への乗車体験がある児童が多いと考えられる。

(久我委員) お試し乗車券を 1 人 2 枚とした理由は。

⇒ (事務局) 往復にご利用いただく、または親子で片道ご利用いただくケースを想定している。

協議案件 3 その他

事務局から「免許の自主返納制度について」、以下のとおり説明。

本日は、皆様に免許の自主返納制度についてのご意見を伺いたい。

現在の道路交通法では、運転免許を所持している方の申請による運転免許の取消し、いわゆる運転免許の返納制度があり、高齢者ドライバーが関係する自動車事故発生の抑制のため、警察をはじめとした関係団体により、制度の推進が図られている。

本市では本制度の普及と路線バスの利用促進を図るため、日東バスグループから、自ら運転免許を返納した 65 歳以上の高齢者を対象に、高速バスを除く市内の路線バス及び市コミュニティバスを通常運賃の半額で利用できる「ノーカー・サポート優待証」が発行されている。

これまで鴨川日東バス(株)及び市の HP 等への掲載などによりその周知を図り、鴨川日東バス管内において、延べ 7 千人を越える方にご利用いただいている。

しかし全国各地で、日々、高齢者が関係する交通事故が発生し、また県内の状況を見ても、交通事故発生件数のうち、高齢運転者の事故が全体を占める割合が増加傾向である。

これらの状況を踏まえ、本市の公共交通に求められる更なる制度拡大に向けた取り組み等についてご意見を願います。

(庄司会長) ⇒本市においては、免許を返納された方への対応として、日東バスグループから「ノーカー・サポート優待証」が発行されているが、全国各地では様々な対応がなされている。

本市で発行されている「ノーカー・サポート優待証」について、またその他の案など、ご意見を伺いたい。

まずは、高齢者事故の状況等を踏まえ、重村委員にお願いしたい。

(重村委員) 鴨川市内で高齢者の方が関係する事故の割合は、全体の 3～4 割である。県内平均から比べ多いが、そもそも高齢者人口が多いためであると考えられる。

高齢者事故を減らすために免許返納制度は必要であるが、現在の制度ではご本人の意思が必要であり、危険が予見されるような場合であっても返納を強制することは出来ず、苦慮している。

3月から道路交通法が改正され、75歳以上の方が一定の交通違反を犯した場合には、臨時の認知機能検査を受けることとなり、拒否をすれば免許の取消等の処分を受けるケースが発生するようになる。高齢運転者事故発生を未然に防ぐことを目的とした道路交通法の一部改正であるが、そもそも高齢者の運転がいけないというものではない。免許返納制度をはじめとして、高齢者の事故減少のための取組みについて、皆様にご意見をいただきたい。

（鈴木委員）日東バスグループ4社共通で利用できるものとして「ノーカーサポート優待証」を発行している。利用者の実情をみると、特に、木更津線での利用が増えているようであり、また、高齢者が多い病院等での認知度が高まり、通院の際の利用が多いと感じる。

（久我委員）小湊鉄道では「ノーカー優待証」を発行している。しかし事業者共通でないため、利用者にとっては不便である。

現在に行っていないが、高齢者に対して回数券を配布する自治体があった。高齢者が利用せずに、家族が利用するなどの問題があった。金券のようなものは運用が難しい。

しかし、高齢者事故が多いことに対する対応は社会全体で取り組んでいかなければならないと考える。

（花崎委員）分社がされた会社の間であれば容易であるが、エリア＝事業者であるため、割引券等の共通利用は難しいと思われる。千葉県全体で行うなど大きな枠組みで行うことが良いと考える。割引率を高くする場合、減収についての補填等を考えることも必要となる。

（本多委員）タクシーは地域によって対応が異なる。運賃の1割引を行っているところもある。鴨川地区においても運賃割引等の導入を検討した経緯がある。しかし免許を返納し割引を受けられる方と、元々免許を持っていない方が不平等になることが懸念された。

日東バスグループで「ノーカー・サポート優待証」を発行するにあたり、行政からの補助はあるのか。

（庄司会長）減収分の補填は行っていない。

（鈴木委員）これまでバスを利用していなかった方が、ノーカー・サポート優待証の交付を受け、半額運賃でバスの利用が出来ることをきっかけに、新たなバスの定期利用者となるため、減収にはならず、多少の増収になるだろうと考え、制度を開始した。

（本多委員）割引率を大きくすることはインパクトがあり、免許を返納するための要因とはなるが、割引率が大きくなればなるほど、収入へ与える影響が大きくなると考える。制度拡大には、行政の補助も必要となってくる。

また、免許を返納し割引を受けられる方と、元々免許を持っておらず、割引等を受けることが出来ない方の違いをどうするか検討が必要。

(手塚委員) 私自身も免許返納を検討している。しかしノーカーサポート優待証の交付を受けることにより、路線バスが半額で乗車可能となることは知らなかった。割引等があることは免許返納を考える要因となる。

しかし、雨の日の苦勞や、自宅から最寄の停留所でも5分以上かかることなどを踏まえると、日常生活のなかでは自家用車の方が便利と感ずることが多い。同じような考えの方が多いはずである。

ノーカー・サポート優待証と併せ、更なる免許返納制度の周知が必要である。

(小高委員) 私は免許の更新をせずに車を運転しないことにした。しかし生活のために、妻が車を運転している。公共交通を使いやすくするための割引等を検討いただくことはありがたい。

(佐藤委員) JRでは近距離の割引はなく、「大人の休日倶楽部」など旅行等でご利用いただく割引を行っている。

(庄司会長) 本日は皆様に様々なご意見をいただいたが、免許の返納制度に係る公共交通としての取組みについて、利用者としての要望、また運行事業者としての提案などを伺いながら、今後の会議において協議して参りたい。

4 閉会（午後2時30分）

以上

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項及び鴨川市地域公共交通活性化協議会会議運営規程第4条第2項の規定により会議録の内容について確認します。

平成29年2月14日

重村 大輔
